




私たちは、「二輪車リサイクルシステム」に自主的に取り組んでいます。

参加事業者一覧


2023年3月1日時点

事業者コード	参加事業者	引取ブランド	お問合せ先
100	本田技研工業(株)	 HONDA ホンダ国内販売車両	0120-086-819 (お客様相談センター) https://www.honda.co.jp/motor-recycle/
110	ヤマハ発動機(株)	 YAMAHA ヤマハ国内販売車両	0120-090-819 (カスタマーコミュニケーションセンター) https://www.yamaha-motor.co.jp/mc/recycle/
120	スズキ(株)	 SUZUKI スズキ国内販売車両	0120-402-253 (お客様相談室) https://www1.suzuki.co.jp/motor/recycle/
130	カワサキモーターズ(株)	 Kawasaki  bimota カワサキ国内販売車両 ビモータ	0120-400-819 (お客様相談室) https://www.kawasaki-cp.khi.co.jp/environment/recyc01.html
210	ドゥカティジャパン(株)	 DUCATI ドゥカティ	0120-030-292 (お客様相談窓口) https://www.ducati.com/jp/ja/home
220	ビー・エム・ダブリュー(株)	 BMW BMW Motorrad	0120-269-437 (BMWカスタマー・インタラクティブ・センター) https://www.bmw-motorrad.jp/ja/home.html
270	ハーレーダビッドソンジャパン(株)	 HARLEY-DAVIDSON ハーレーダビッドソン	0800-080-8080 (お客様窓口) https://www.harley-davidson.com/jp/ja/index.html

各参加事業者が、各々、正規販売している車両に限ります。(並行輸入車両等、参加事業者以外が販売した車両は、お引取りできません。) 参加事業者情報は変更となる場合があります。最新情報は自動車リサイクル促進センターのホームページ、または各参加事業者にご確認ください。

注意

2020年度に、二輪車リサイクルシステムの参加事業者であった以下の3社が脱退しました。脱退した事業者が販売した車両の廃棄をご希望の際は、各お問合せ先にご確認ください。

事業者コード	脱退事業者	引取ブランド	お問合せ先
190	(株)プレスコアポレーション	 YAMAHA ヤマハ輸入車	03-5713-3858 プレストリサイクル相談窓口
200	(株)ブライト	 Kawasaki カワサキ輸入車	0120-400-819 ブライトリサイクル相談窓口
250	SPK(株)	 SUZUKI スズキ輸入車	053-449-8011 SPKお客様相談窓口 ((株)スズキ二輪)

ご不明な点は
コールセンター または
自動車リサイクル促進センター
のホームページにて
ご確認ください。

二輪車リサイクル コールセンター

TEL 050-3000-0727

受付時間 (土日・祝日・年末年始等を除く)
9:30~17:00

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

ご家庭のバイクを二輪車リサイクルシステム以外の方法で廃棄処分される場合、以下をご確認ください。

- ・ご家庭のバイクをリユース (中古売買、部品活用等) せず廃棄処分する場合、そのバイクは「一般廃棄物」となります。
- ・「一般廃棄物」を回収する業者には、各市区町村の「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。
- ・許可を得た業者は、許可証を携帯し、運搬車両に許可番号を掲示しています。

※「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。詳しくは、お住まいの市区町村にお訊ねください。



2023/3/1発行

発行元：公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

二輪車リサイクルシステム ご利用のご案内



Motorcycle Recycling

乗らなくなったら、まずはリユース。
最後の手段がリサイクル。

私たちの暮らしの中では「使用済み製品の再資源化＝リサイクル」が増えています。こうした循環型社会の実現に、バイク業界もチカラを入れています。2004年10月から、国内メーカー4社のホンダ・ヤマハ・スズキ・カワサキが中心となり「二輪車リサイクルシステム」の自主取組を行っております。

バイクを処分をお考えの方、まずはお近くの廃棄二輪車取扱店にご相談ください。大切にお使いいただいたバイクを適正に査定し、まだ乗れる・使えるならリユース。

もう乗れない、使えないなら最後にリサイクル。

私たちは循環型社会の一員として、社会との共生を目指して参ります。

限りある資源の有効活用にご協力をお願いします。



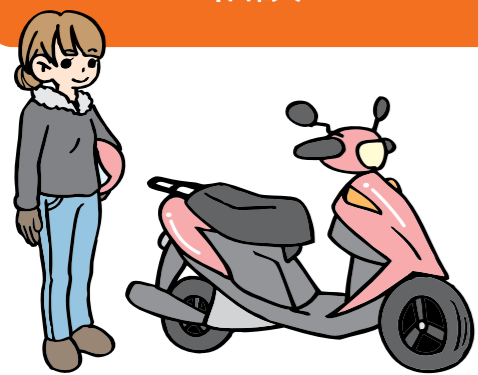
「二輪車リサイクルシステム」のながれ

排出者

指定引取場所に
直接持込み

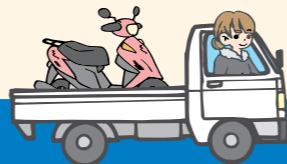
または

廃棄二輪車取扱店に
相談



バイクの廃棄を希望する
「バイクの所有者」または
「所有者よりバイクの廃棄及び処理再資源化に
関する一切の権限を付与された者」

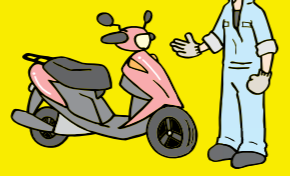
直接持込めば
無料



持込予定の指定引取場所に事前連絡願います。「二輪車リサイクル担当をお願いします」とお伝えください。
各電話番号は <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/reception/> を参照のこと。

廃棄二輪車取扱店(約7,600店)

査定



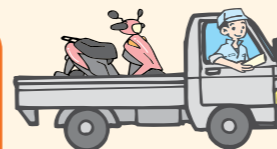
もう乗れない
使えない

リサイクル

まだ乗れる
使える

買取の
可能性あり

リユース



廃棄二輪車取扱店
に運搬を依頼

実費請求
あり

※廃車手続き、および
廃車処理にかかわる
実費用

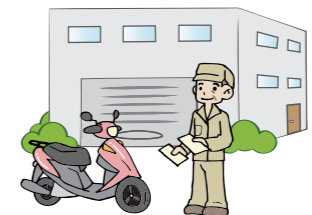
- ・環境大臣の指定により、廃棄物となった二輪車を広域的に収集・運搬することができるバイクショップ。
- ・最寄の廃棄二輪車取扱店は、全国軽自動車協会連合会のホームページにある「廃棄二輪車取扱店名簿」で検索してください。
<https://www.zenkeijikyo.or.jp/nirin/shop/>



二輪車リサイクルシステム

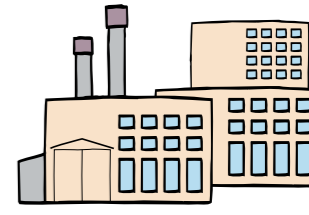


指定引取場所
(約160ヶ所)



メーカー等が指定する引取場所。
最寄りの指定引取場所は
自動車リサイクル促進センターの
ホームページを参照ください。

処理再資源化施設
(13ヶ所)



リサイクル率 **97.6%**
(2021年度実績)

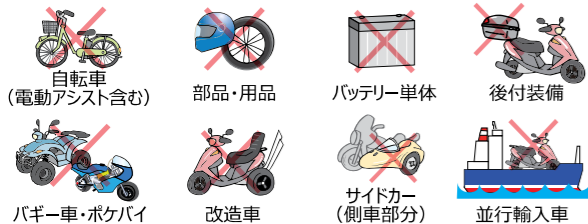
- ・国内メーカー4社が中心となり輸入事業者とともに自主的に運営しています。
- ・ご利用にあたり、リサイクル料金のご負担はありません。
- ・お引き受けした車両は責任をもって適正にリサイクルしています。
- ・結果は自動車リサイクル促進センターのホームページで公表しております。
<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/process/>

対象車両

参加事業者(裏面参照)が国内で販売したバイク
(原動機付自転車・軽二輪・小型二輪)



対象外(一例)



引取基準

①フレーム ②エンジン ③ハンドル ④ガソリンタンク ⑤前輪・後輪
の5つのパーツが残っていて、それらが一体となっていること

こんなバイク、引き取ってもらえる?

- ・壊れていて動かない → 自立すればOK
- ・各パーツバラバラ → 一体に組上げればOK
- ・ヘルメットや後付装備あり → 取り除けばOK
- ・ガソリンやオイルが入ったまま → 漏れていなければOK

電動バイクについて

以前は、リチウムイオンバッテリーが外されたバイク本体だけを引取っていましたが、2020年度より、ホンダ、ヤマハ、スズキ、カワサキの国内4社メーカー販売の対象電動バイクについては、リチウムイオンバッテリーを搭載したままでも引き取れるようになりました。
輸入事業者の電動バイクのリチウムイオンバッテリーについても今後対応予定です。
最新情報は自動車リサイクル促進センターのホームページで確認してください。

必要な書類

廃車手続き完了を確認できる「所有者確認書類」

バイクの種類(排気量)	所有者確認書類	廃車手続き窓口
原付一種・二種(～125cc)	廃車申告受付書 等	市区町村
軽二輪(126cc～250cc)	軽自動車届出済証返納証明書 等	運輸支局
小型二輪(251cc～)	自動車検査証返納証明書 等	運輸支局

市区町村・運輸支局に届出・登録されたままのバイクをリサイクルすることはできません。
事前に廃車手続きを行い、手続き完了を確認できる書類を準備してください。

廃車手続きを廃棄二輪車取扱店に依頼することが可能な場合もあります。
詳しくは、お近くの廃棄二輪車取扱店に相談してください。

廃棄バイクを持込む人の「本人確認書類」

- ・免許証、健康保険証、パスポート等を準備してください。

受付時の留意点

- ・「所有者確認書類」と「本人確認書類」を提示してください。
- ・「二輪車リサイクル管理票」に必要事項を記入いただきます。
記入いただいた方が廃棄物の「排出者」となります。



バイクの所有者と排出者が異なる場合、「所有者より廃棄及び処理再資源化等に関する一切の権限を付与された者」として、所有者との間に問題が生じた場合の全責任を負う旨の誓約(署名)をいただきます。